

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
[略]		[略]	
32の2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。） (1)～(3) [略] <u>(4) 法第9条の就学支援金の支払の一時差止め</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) 法第17条の保護者等の収入の状況の届出の受理</u> <u>(7) 法第18条第1項の報告の命令等（同項に規定する受給権者、その保護者等又はこれらの者であった者に対するものに限る。）</u>	[略]	32の2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。） (1)～(3) [略] <u>(4) [略]</u> <u>(5) 法第18条第1項の報告の命令等（同項に規定する受給権者又は受給権者であった者に対するものに限る。）</u>	[略]
[略]		[略]	
36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。） (1) 省令 <u>第3条第3項</u> の受給資格の認定又は不認定の通知	[略]	36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。） (1) 省令 <u>第3条第2項</u> の受給資格の認定又は不認定の通知	[略]

(2) 省令<u>第3条第4項</u>の氏名の変更の届出の受理 (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) 省令<u>第11条第1項及び第2項</u>の収入の状況の届出期限の決定 (12) 省令<u>第11条第8項</u>の通知 (13) 省令<u>第12条</u>の支給実績証明書の発行 (14) 省令<u>第14条</u>の事務の委託 [略]	(2) 省令<u>第3条第3項</u>の氏名の変更の届出の受理 (3) 省令<u>第3条第4項</u>の国籍の変更等の届出の受理 (4) 省令<u>第3条第5項</u>の受給事由消滅等の通知 (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) 省令<u>第11条</u>の支給実績証明書の発行 (14) 省令<u>第13条</u>の事務の委託 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる高等学校等就学支援金の支給に係るこの条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務については、盛岡市教育委員会が管理し、及び執行する。
- この条例の施行の日前に高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第3条第4項の規定により県教育委員会に対してされた届出に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の36の6の項の規定にかかわらず、県教育委員会が管理し、及び執行する。